

# 札幌市立東月寒中学校 部活動に係る活動方針

## 1 部活動のねらい及び組織について

### (1) 部活動についての基本的な考え方

学校教育目標の達成を図ることを目的とし、学校の教育活動の一環として位置づける。

### (2) 部活動の活動方針

- ① 部活動年間計画に予定され、計画的、合理的な練習を通して、集団の資質の向上や技能の向上を図る。
- ② 部の設置、改廃については、生徒の希望、活動場所、指導教師等の条件を考慮して決定する。
- ③ 運動部における対外運動競技への参加は、中学校体育連盟主催、共催、および学校長が認めたとする。文化部についてもこれに準ずる。
- ④ 希望入部による活動とする。

### (3) 部活動のねらい

本校の教育目標「たくましい力と英知をもった実践力のある人間の育成（知徳体）」をめざし、教師と生徒との人間的なふれあいを通して、次の事柄をねらいとして活動をすすめる。

- ① 中学校生活の充実と改善向上をめざす。
- ② 学級や学年の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒による集団活動を通して調和のとれた人間形成を図る。
- ③ 健全な資質や豊かな教養を育て、余暇を善用する態度を養うとともに能力、適性等の発見と伸長を助け、心身の健全な発達を図る。
- ④ 教師の適切な指導のもとに、生徒の自主的、自発的、自治的な態度の育成を図る。
- ⑤ 合理的な活動や練習を探究し、集団の資質の向上や技能の向上及び学業との両立を図る。

### (4) 組織

体育文化振興会は、事務局、顧問会議、部長会、各部活動会等からなり、連携を密にして運営を行う。

#### 《開設部活動》

運動部活動：野球（男女）、サッカー（男女）、陸上競技（男女）、ソフトテニス（男女）  
バスケットボール（男女）、ハンドボール（男女）、女子バレーボール（女）  
バドミントン（男女）

文化部活動：吹奏楽（男女）、美術（男女）

※部活動は1年の活動であり、毎年同一部活動が開設されるとは限りません。

## 2 部活動のきまりについて

### 東月寒中学校 部活動のきまり

体育文化振興会事務局

#### I. 活動時間について

##### 1. 平日の活動時間

###### (1) 通常日活動時間(清掃終了～18:30)

清掃終了後	18:30 活動終了	18:45 下校完了
-------	------------	------------

###### (2) 完全下校日活動時間(16:45～18:30)※16:45まで校地内に入らない

16:45	18:30 活動終了	18:45 下校完了
-------	------------	------------

##### 2. 土曜日・日曜日・祝日の活動時間

###### (1) 休日活動日

9:00	17:00 活動終了
------	------------

(2) 大会などに参加する場合はこの限りではない。

##### 3. 朝練習について

###### (1) 平日活動時間(7:30～8:15)

7:30	8:15 活動終了
------	-----------

(2) 顧問の先生が校内にいない場合は活動することができない。

##### 4. その他

(1) 定期テスト3日前からは活動中止とする。

(2) 顧問の先生が不在の場合は、生徒のみでの活動はできない。

(3) 活動終了後は後片付けをし、すみやかに下校する。また、鍵の施錠等を徹底すること。

#### II. 校舎の利用について

(1) 2階は職員室があり、放課後は先生方が会議をしていることも多いため、2階での練習は禁止とする。  
ただし、視聴覚室に限り、使用を認める。

(2) 体育館以外の場所については割り当てに応じて使用しても良い。

(3) 校舎でのランニングは、1階廊下→西階段→3階廊下→東階段の順で走ることとする。

※一方通行にして、接触事故を防止するため。

(4) 校舎でのランニングは、16時(5時間授業の日は15時)から17時までとする。再登校日は17時から17時30分までをランニング可能な時間とし、1階廊下→中央階段→3階廊下→東階段の順で走ることとする。

(5) お客さんが来られると通行の邪魔になるので、東玄関前にはたまらないこと。

(6) 廊下練習の際も、けじめのある活動を心がけること。遊んだり、お喋りをする時間・場所ではありません。

(7) 荷物については、部活動の活動場所または控室に置くなどして、きちんと管理すること。

### Ⅲ. 活動に関するきまり

- (1) 学校のマナーとルールを守ること。
- (2) 体育館の器具室内や廊下、トイレなどで着替えをしないこと。  
着替えについては男女ともに体育館の更衣室を使用すること。
- (3) 持ち物は活動場所または控室に持っていき、廊下などに置いたままにしないこと。
- (4) 校内・校外に関わらず、先生や保護者の方など、大人の人に対して元気よくあいさつをすること。  
あいさつがきちんとできる部活は、必ず結果が出ます。
- (5) 昼食が必要な場合は前もって準備し、校外へ買いに出ることはしないこと。
- (6) 休日・長期休業の飲み物はお茶やスポーツドリンクとし、ジュース類、カン・ビン類は認めない。  
※再登校の日も含め、平日は持ってこない。
- (7) 廊下や階段での練習は、ボールを使用しないなど、まわりに十分注意をし、活動すること。  
教室等で他の部活が活動している場合もあるので、ランニングの時などは特に注意すること。
- (8) 事務室前、視聴覚室を除く 2 階での活動はしないこと。また、会議を行っている近くでは静かに活動すること。
- (9) 東玄関の部活動用の靴箱は使用してもよい。ただし、靴を置いて帰らないこと。
- (10) 体育館練習でも、廊下での練習の時でも、活動後の後片付けはすみやかに行き、活動した場所はきれいにしてから帰ること。また、鍵の管理は顧問先生の指示で徹底すること。
- (11) 部活動保管庫は日頃から整理整頓し、必要のないものには触らないこと。
- (12) 活動時の服装は、標準服または体育時のジャージとする。なお、部で認められた練習着と防寒のためのウインドブレーカーの着用は認める。  
※ジャージの中にパーカー類は着用しないこと。
- (13) 校外での活動をする場合は、事前に保護者に連絡し、マナーを守って移動・活動すること。
- (14) 外部活の生徒がトイレに行くときは、東玄関に備え付けてある部活動専用スリッパを使用すること。  
学校のスリッパは、絶対に使用しないこと。
- (15) 職員室に入室するときは、ウインドブレーカーやコート類を脱ぐこと。
- (16) 活動が終わったら、いつまでも校舎に残らず、まっすぐ帰宅すること。
- (17) 完全下校の日に再登校するときには、16時45分に学校に着くように登校し、  
早く着き過ぎないようにすること。また、インターホンを何回も押さなくてもすむように  
部で玄関当番を立て、スムーズに学校に入れるように工夫すること。

※部活動をするときには、いつも感謝の気持ちを忘れず、  
つねに良識のある行動を心がけること。

### 3 札幌市立学校における部活動活動基準について

以下の札幌市立学校における部活動活動基準に則って各部活動は活動する。

#### 札幌市立学校における部活動活動基準

- ① 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ② 毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
- ③ 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ④ 通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- ⑤ 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ⑥ 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養をとることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ⑦ 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り返る。

※ 過重な活動とならないよう留意すること。

※ 高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）段階の部活動についても、この部活動活動基準は原則として適用するが、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び個々の進路に応じて、多様な教育が行われていることを踏まえ、各学校の校内事情等に応じた対応もあり得ることとする。なお、その場合においても、過重な活動とならないよう、十分に留意する。

発 行 平成31年（2019年）3月

最終改訂 令和2年（2020年）3月

札幌市教育委員会学校教育部児童生徒担当課

### 4 活動計画及び活動実績について

- (1) 毎年度、「札幌市立東月寒中学校の部活動に係る活動方針」を策定して公表する。
- (2) 部活動顧問は毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出するとともに、適切に休養日及び活動時間等を定め、生徒・保護者に連絡する。